

【改正後全文】

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について

昭和50年9月5日 児発第576号

各都道府県知事宛 厚生省児童家庭局長通知

第一次改正	昭和57年児発第824号
第二次改正	平成11年障発第216号
第三次改正	平成13年7月31日雇児第502号障発第325号
第四次改正	平成14年3月28日障発第0328009号
第五次改正	平成15年8月27日障発第0827009号
第六次改正	平成22年11月22日障発1122第2号
第七次改正	平成23年8月9日障発0809第2号
第八次改正	平成24年8月9日障発0809第3号
第九次改正	平成25年5月10日障発0510第2号
第十次改正	平成26年5月20日障発0520第2号
第十一次改正	平成27年4月1日障発0401第9号
第十二次改正	平成27年6月19日障発0619第4号
第十三次改正	平成28年4月14日障発0414第1号

今般、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、昭和50年10月1日から障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号。以下「法」という。）別表第1に定める二級に該当する障害児を新たに特別児童扶養手当の支給対象障害児としたことに伴い、標記の認定要領等を別紙のとおり改正し、昭和50年10月1日から適用することとしたので、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、「重度精神薄弱児扶養手当支給事務に係る児童相談所における判定について」（昭和39年9月8日児発第793号各指定都市の市長あて本職通知）は、昭和50年9月30日限りで廃止する。

おって、管内市町村に対し、周知方お願いする。